

第3項 地球温暖化防止に向けた動向

1 主な国際的な取組

(1) COP3 (国連気候変動枠組条約第3回締約国会議)

平成9(1997)年、京都で開催されたCOP3では、温室効果ガスの国別削減目標を含む京都議定書が合意されました。国別の削減目標は、各国の温室効果ガス排出量を、平成20(2008)年から平成24(2012)年の間に、基準(平成2(1990)年、一部平成7(1995)年)のレベルより次表のとおり削減するというものです。(日本、EUのみ表記)

	日本	EU
1990(一部1995)年排出量を基準とした、2008～2012年の間の排出量の削減率	6%	8%

平成13(2001)年、マラケシュで開催されたCOP7では、京都議定書の実行ルール(いわゆる京都メカニズム=国際排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施)が合意されました。

(2) 京都議定書の発効

平成16(2004)年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、発効要件(①55か国以上が批准、②排出抑制義務を負う先進国のうち平成2(1990)年温室効果ガス排出量の55%以上を占める国が批准)を満たしたため、平成17(2005)年2月16日、京都議定書が発効しました。議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

平成23(2011)年のドーハで開催されたCOP17では、京都議定書における第二約束期間(2013～2020)年の設定が合意されました。さらに将来を見据え、京都議定書に代わる新しい枠組みを令和2(2020)年から発効させ、実施していくことも合意されました。

(3) パリ協定の発効

平成27(2015)年12月、パリで開催されたCOP21では、産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑えるなどの共通認識のもと、途上国を含むすべての国が自主目標を設定し、達成に向けた政策をとらなくてはならないと定めた「パリ協定」が採択されました。平成28(2016)年11月にパリ協定は発効しました。

2 日本の取組

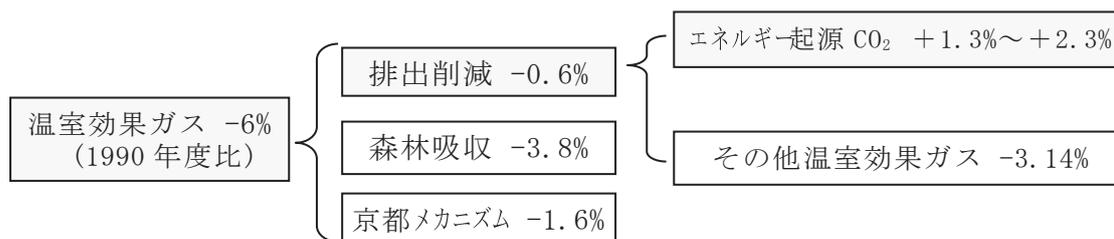
(1) COP 3（平成9（1997）年12月開催）後の対応

国は、COP 3の合意を受けて、平成10（1998）年に「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。同年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

(2) COP 7（平成13（2001）年10月開催）後の対応

国は、COP 7の合意を受けて、同年に京都議定書を批准し、その義務を果たすための政策を推進することになりました。平成17（2005）年2月の京都議定書発効を受け、同年4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれにおける対策を本格的に推進するための取組を定めました。平成20（2008）年3月、「京都議定書目標達成計画」を全部改定しました。

京都議定書目標達成計画（改定）における温室効果ガス削減の内訳



※ 京都メカニズムは、京都議定書における各国の数値目標を達成するための補助的手段として、排出量取引など市場原理を活用する仕組みです。

(3) 国連気候変動サミット（平成21（2009）年9月開催）後の対応

国は、温室効果ガス排出量を令和2（2020）年までに平成2（1990）年比で25%削減することを表明しました。

(4) COP17（平成23（2011）年11月開催）後の対応

令和2（2020）年からすべての国が参加する新しい枠組みが合意されました。二酸化炭素の最大排出国であるアメリカが京都議定書から離脱し、また、急激な経済成長により排出量が増加してきた新興国には削減義務が課せられていないため、国は、京都議定書の第二約束期間（2013～2020）年に参加しませんでした。その結果、令和2（2020）年までの間は温室効果ガス排出量を自主的に削減することになりました。

なお、平成26（2014）年4月に発表された京都議定書の第一約束期間（2008～2012）年における日本の温室効果ガス排出量の確定値は、基準年度比8.4%減となり、6%削減目標を達成しています。

- (5) COP19（平成25(2013)年11月開催）後の対応
国は、同年3月に決定した、「当面の地球温暖化対策に関する方針」において削減目標をゼロベースで見直すこととし、同COPにて、日本の新たな削減目標を2005年比で3.8%削減することを表明しました。
- (6) COP21（平成27(2015)年11月開催）後の対応
国は、平成28(2016)年5月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量削減の中期目標を「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で26%削減」としました。同年11月にパリ協定を正式に批准したことで2030年度に向けた削減目標が国際公約となりました。
- (7) 国の2050年脱炭素社会の実現に向けた動き
令和2（2020）年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、令和3（2021）年5月、地球温暖化対策推進法を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付けました。この目標の実現に向け、2030年までに温室効果ガスを、2013年度比で46%削減することを目指しています。同年6月には、脱炭素社会の実現に向けた行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。

3 東京都の取組

令和元(2019)年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、平均気温の上昇1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロを実現するためのビジョンと取組をまとめました。

令和3(2021)年1月のダボスアジェンダ会議では、令和12(2030)年までに温室効果ガスを平成12(2000)年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことを表明しました。また、この目標を踏まえて、「ゼロエミッション東京戦略」を改訂しました。

4 オール東京62市区町村共同事業

平成17(2005)年の京都議定書の発効を契機に、東京23区の区長でつくる「特別区長会」では、地球温暖化防止に向けて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。これを受けて、平成19(2007)年にオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」がスタートしました。

各自治体の地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するため、市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の運営、気候変動への適応策に関する調査研究などを行っています。